

# 措置入院に係る指定医等の選定について

都道府県 /政令市	措置 件数					(参考)	
		通知に 沿った選定	一人の 指定医 が入院病院 に所属	二人の 指定医 が入院病院 に所属	二人の指定医 が入院病院以外 の同一の医療 機関に所属	指定医数 (人口10万人対)	措置患者数 (人口10万人対)
A	73	42 (57.5%)	29 (39.7%)	2 (2.7%)	0 (0%)	8.2	0.7
B	43	40 (93.0%)	3 (7.0%)	0 (0%)	0 (0%)	8.2	1.5
C	20	11 (55.0%)	9 (45.0%)	0 (0%)	0 (0%)	8.2	0.6
D	1704	1704 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	19.6	1.7
E	269	260 (96.7%)	9 (3.3%)	0 (0%)	0 (0%)	6.3	1.0
F	142	0 (0%)	142 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	9.6	1.6
G	78	76 (97.4%)	1 (1.3%)	0 (0%)	1 (1.3%)	4.7	4.8
H	63	56 (88.9%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (11.1%)	9.3	1.5
I	179	47 (26.3%)	132 (73.7%)	0 (0%)	0 (0%)	8.9	2.4
J	27	27 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	6.6	0.2
K	59	0 (0%)	59 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	7.8	1.1

厚生労働省 精神・障害保健課調べ

※措置件数は平成27年度の件数(自治体Kは平成26年度)、指定医数は平成28年4月現在。

※厚生労働大臣官房障害保健福祉部長通知(平成10年3月3日障第113号)

## 二 入院制度の適正な運用について

### (一) 措置入院制度について

#### ア 入院手続について

(略) なお、精神保健指定医の選定に当たっては、原則として同一の医療機関に所属する者を  
選定しないこととするとともに、措置決定後の入院先については当該指定医の所属病院を  
避けるよう配慮すること。(略)

#### (二) ~ (六) (略)